

大島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会要綱

(目的)

第1条 大島一般廃棄物管理型最終処分場（以下「処分場」という。）周辺の環境を保全し、住民生活の安心・安全を確保する観点から、処分場の管理運営等について協議することを目的として、大島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 運営協議会は、前条の目的を達成するために、処分場の管理運営に関することについて確認又は協議を行う。

(構成員)

第3条 運営協議会は次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 大島町住民代表委員
- (2) 大島町議会代表委員
- (3) 大島町代表委員
- (4) 東京都島嶼町村一部事務組合代表委員

2 前項第1号の委員は、大島町長の助言に基づき、大島町に住所を有する者（以下「住民」という。）のうちから9名の範囲で東京都島嶼町村一部事務組合管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

3 第1項第2号の委員は、大島町議会議長が指名した大島町議会議員のうちから、2名の範囲で管理者が委嘱する。

4 第1項第3号の委員は、大島町役場の廃棄物行政を担当する管理職の職にある職員に対し、管理者が委嘱する。

5 第1項第4号の委員は、東京都島嶼町村一部事務組合の事務を統括する管理職の職にある職員、処分場の管理を担当する管理職の職にある職員及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条の規定により処分場に置かれた技術管理者に対し、管理者が委嘱する。

6 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

7 管理者は、委員が欠けたときには補欠の委員に委嘱しなければならない。

8 前項の補欠の委員の委嘱については第2項から第5項の規定を準用する。

9 第7項の補欠の委員の任期は、欠けた委員の残りの任期とする。

(座長)

第4条 会議の議事進行を図るため座長を置く。

2 前項の座長には大島町代表委員を充てる。

3 第1項の座長が会議に出席できない場合（前条第7項に定める場合を除く。）には、大島町役場の職員のうち座長が指名した者が大島町代表委員として議事進行を行う。

(会議の開催)

第5条 運営協議会は年1回開催し、座長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要と認めるときはいつでも座長に会議の招集を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、委員はその3分の2以上の多数が必要と認めるときはいつでも座長に会議の招集を求めることができる。

4 会議は公開とする。ただし、座長が必要と認めるときはこれを非公開とすることができる。

(開催場所)

第6条 会議は大島町で行う。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は東京都島嶼町村一部事務組合に置く。

(報酬)

第8条 運営協議会の委員の報酬については、これを支給しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関して必要な事項は、管理者がこれを定める。

附則 この要綱は、平成18年12月20日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年3月1日から施行する。